

五月十二日左右に於て、
 一、要約書を各社に提出す。
 一、今般の規程、解任申立（三月九日）を提出す。
 一、おしき一社として、五月五日を以て。

④株主會の山陽工作部

此の部、神戶市四場外六八
 方御所 一五一元
 名加名 一八元
 京田比佐連

四月十五日、不承取の解任の義、山陽労働組合の
 神戶一般労働者、各社方へ依頼書を出し、右山陽
 支部の幹部と連絡し、解任を協賛し、左に記す。

提出の要

- 一、衛生設備の完全の期せしむ
 - 一、労働組合の整備せしむ
 - 一、諸協会の刷新せしむ
 - 一、解任の延期の期せしむ
 - 一、年一回の決算発表せしむ
 - 一、二場の規程の改訂せしむ
 - 一、工場主任の経験者とする
- 其の他、労働組合、労働者、役員、解任者との話し合ひを
 今後更に進め、刷新せしむ。

大阪 瑞 瑠 株 式 会 社 (五二一五三)
 大阪市西淀川区南船場二丁目